

坂出市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要領（追加募集）

坂出市農業委員会では、農業委員と連携して担当地区ごとに活動する**農地利用最適化推進委員**（以下「**推進委員**」といいます。）を1名追加募集します。

1 推進委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数・募集地区
1人（加茂地区）
- (2) 任期
農業委員会が委嘱する日（令和8年12月1日以降）から農業委員の任期満了日（令和11年7月19日）まで
- (3) 身分
坂出市の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬
推進委員 月額 24,500円

2 主な職務内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動等の業務に伴う現場活動など
（必要に応じて総会・定例会などの会議に出席していただくことがあります。）
- (2) 農地中間管理機構との連携
- (3) 農家からの相談対応および農家への助言・指導
- (4) 全体会議・研修会等への出席

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

4 推薦を受ける者および応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 坂出市の職員
- (4) 法令等により推進委員と兼職が禁止されている職にある者
- (5) 任期の初日において満年齢20歳未満の者

5 募集方法

- (1) 法人その他の団体又は個人による推薦
- (2) 個人による応募

6 推薦・応募の手続き等

(1) 推薦

① 団体等が推薦する場合

農業者が組織する団体等が推進委員を推薦する場合は、所定の申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により坂出市農業委員会事務局へ提出してください。

② 農業者が推薦する場合

坂出市内の農業者が推進委員を推薦する場合は、農業者3名以上が推薦者となり、所定の申込書（様式第2号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により坂出市農業委員会事務局へ提出してください。

(2) 応募

推進委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書（様式第3号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により坂出市農業委員会事務局へ提出してください。

7 推薦・応募の受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで
（郵送による提出の場合は、当日消印を有効とします。ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

8 募集案内および申込書の入手方法

募集案内および申込書は、坂出市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に備え付けています。

- ・坂出市農業委員会事務局（坂出合同庁舎3階）
- ・坂出市加茂出張所

9 選考方法

坂出市農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。
（必要に応じて面接や関係者からの意見聴取等を行う場合があります。）

10 選考結果の通知

選考結果は、令和8年11月下旬（予定）頃に、推薦者および応募者へ文書により通知します。

11 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（令和8年10月中旬頃）および期間の終了後（11月上旬）坂出市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
- (2) 推薦者が個人の場合は、推薦者の氏名、職業、年齢および性別
- (3) 推薦者が団体等の場合は、推薦者の名称、目的、代表者又は管理人の氏名
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 候補者が農業委員と農地利用最適化推進委員に応募し又は、推薦を受けているか否か
- (6) 推薦を受けた者又は応募した者の人数およびその内の認定農業者等の人数

12 注意事項

- (1) 提出された申込書は返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 同一の者が、同時に農地利用最適化推進委員および農業委員に推薦され、又は応募することができますが、重複して任命又は委嘱することはありません。

13 推薦および応募に係る書類の提出先および問合せ先

〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

坂出市農業委員会事務局 電話 0877-44-5013